

妊産婦の皆さまへ

産科医療補償制度及び分娩費用変更のお知らせ

平成21年1月1日より、「産科医療補償制度」が創設開始されます。

「産科医療補償制度について」は、赤ちゃんが健康で、元気に生まれることを願って、医師、助産師も全力でサポートして参りたいと考えています。しかしながら、お産の現場では予期せぬ事が起こってしまう場合もあります。そこで、分娩に関連して発症した脳性麻痺となった赤ちゃんとその家族に対する速やかな補償制度と脳性麻痺の原因分析・防止機能を併せ持ち、産科医療の質の向上を図ることを目的として創設されました。

当院は産科医療補償制度加入分娩機関です。

産科医療補償制度開始に伴い、平成21年1月1日（木）以降の分娩は、補償制度対象分娩となります。そのため当院では、**平成21年1月1日ご出産の方から、当院の標準的な分娩に係る費用に3万円を増額**してご請求する事になります。この費用は「産科医療補償制度」への掛け金として、運営組織である厚生労働省所轄の財団法人 日本医療機能評価機構へ支払われます。妊産婦の負担軽減を目的として制度発足と同時に**「出産手当一時金」の引き上げ**が行われます。

皆様のご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

*妊産婦さまには、この制度の対象者となる事を示す「登録証」の発行をいたします。対象者の方から順次ご案内させていただきますので、必要事項の記載などについてご協力お願いいたします。

なお、詳細・内容に関するお問い合わせは、財団法人日本医療機能評価機構で取り扱っています。

電話03-5800-2231・午前9時～午後5時（土日祝除く）